**外環ネットからの追加質問項目**

2013年11月7日

外環ネット

I．大深度地下の公共的使用における環境の保全

1. 大深度地下の環境の保全に係る検討項目（基本方針）について、既に行った、或いは今後行う調査及び環境保全のために講ずる措置を示すこと。

●基本方針に示された検討項目（細目）

①地下水：地下水・水圧低下による取水障害・地盤沈下。地下水の流動阻害、地下水質

②施設設置による地盤変位

③化学反応：還元性地層に起因する地下水の強酸性化、有害なガスの発生、地盤の発熱及び強度低下

③掘削土の処理

④その他：施設の換気等。

1. 上記の過程で得られる環境情報を広く公開すること。

II．トンネル工事による家屋等への被害補償

浅層地下水による地表面の変容は、工事中乃至は完成後数年で現れる。また、深層地下水による変容は、完成後６～７年後に現れるケースがある。地表面の変容により家屋、塀などに被害が発生する可能性は否定できない。

このため、国は調査すると回答している。

地盤変容調査につき、以下の項目について万全な体制を組むことを求める。

①調査範囲：範囲は大泉～宇奈根全線対象とし、幅は道路境界線から左右にそれぞれ100mとすること（掘削する深度により影響範囲が異なる）。

②基準点の設置：位置、設置方法を明らかにするとともに、

②調査内容：方法、頻度、調査地点を明らかにすること。家屋ごとの調査を求める。

③測定期間：供用中は継続的に調査すること。

④調査結果は必ず公表すること。

⑤立証責任は行政とすること。

⑥補償内容を前以て明らかにすること。

III.トンネル事業と土地所有権（財産権）

1. 大深度地下利用により所有する土地の評価額が低下した場合の補償をどうするのか。
2. 大深度地下使用に関する特別措置法（大深度法）適用事業であっても、地権者の合意が必要ではないか。なぜなら、

１）地権者が将来、大深度地下を利用する可能性を制限している。

２）大深度地下使用により、地権者が財産や身体に不利益を受ける可能性

がある。

1. 原状回復の義務を行政は負うというが、その実現方法を示せ。
2. 地権者が区分地上権、大深度地下であっても買取りや借地契約を希望するのであれば、対応すべきと考えるが、見解を求める。
3. 区分地上権 に掛る地権者には契約内容、補償の概算額、または補償額算定式を提示すべきではないか。少なくとも、モデルケースを設定し、区分地上権者および一般国民にその妥当性を示すのが相当と考える。併せて、見解を示してほしい。

IV．トンネル内の地震・火災等の事故対応

1．火災等の事故対応の基準となる文書名を示すこと。

2．トンネル内でのガソリン爆発事故への対応を示すこと。

3．トンネル内の火災が地上に及ぼす影響について示すこと。

4．大規模地震によりトンネル出入り口が崩落した場合の脱出方法を示すこと

5．地上に脱出しなくても安全である理由を示すこと。

6．時間当たり１００ｍｍを超える集中豪雨によりトンネル内が浸水した場合

の対処法を示すこと。

7．災害時に停電等により換気が止まった場合の対処方法を示すこと。

8．上下2本のトンネルをつなぐ避難路部分の強度は、本線部分と比較してど

の程度劣るのかを示すこと。

**なお、大深度地下使用特別措置法に伴う基本方針に於いて、事業の透明性、説明責任の重要性が指摘されている。今後、以下の点を実施されるよう、強く要望する。**

* 区分地上権説明会(2013.8.23～9.1) ,大深度法説明会(9.2～9.6))の議事録の類の公表
* オープンハウス(2013.9.9～9.13)の質疑応答のメモを公表すること
* 大深度法の認可権者として、公聴会を開催すること
* 住民要求の説明会に速やかに応じること
* 説明会における記録（質問と回答）を公開すること
* 掲示物を地域住民の代表に配布し、また、掲示内容をＨＰで公開すること

以上